

昭和 50 年 10 月 17 日

通商産業局商工部流通消費課長 殿

通商産業省産業政策局消費経済課長

冠婚葬祭互助会の会員を被保険者とする生命保険
契約の締結について

最近一部に冠婚葬祭互助会（以下「互助会」という。）が、会員を被保険者とする生命保険契約を締結する動きがみられるが、このような生命保険契約の締結は、その内容・方式のいかんによっては、互助会業務の適正な運営を損なうおそれがあるものと考えられる。

このような観点から、本件に関する当面の方針として、上述のようなおそれが強い生命保険契約上「互助会が保険金の受領者となる内容・方式のもの」は、これを認めないこととし、「その他の内容・方式のもの」についても、互助会業務に適正な運営に支障を及ぼすことのないよう生命保険契約締結前に、当課において十分な検討を行うこととする。

従って、貴課におかれでは、貴局管内の各互助会に対し、

- (1) 今後は、生命保険契約上互助会が保険金の受領者となる内容・方式の生命保険契約を締結してはならないこと。
- (2) (1)の内容・方式以外の生命保険契約を締結しようとする場合には、必ず事前に、即ち契約締結前に当省の了解を得ること。
の 2 点について指導徹底を図られたい。